

# Legal Networks

2015.11

## 今月のトピックス

ストレスチェックについて

年末調整Q&A

11月の労務スケジュール

### ストレスチェックについて

平成26年の改正、平成27年12月1日施行の改正労働安全衛生法によりストレスチェックが制度化されます。ストレスチェックとはどんなものか、以下厚生労働省HPからの抜粋を掲載します。

#### ～ストレスチェック制度の概要～

##### ストレスチェックの実施

・常時使用する労働者に対して、ストレスチェックを実施することが事業者の義務となります。

・ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

・従業員数50人未満の事業場については、当分の間努力義務となります。

・ストレスチェックの実施の頻度は、1年ごとに1回となる予定です。

・ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域を全て含める予定です。

・どのような調査票を用いるかは事業者が自ら選択可能ですが、国では標準的な調査票として「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を推奨する予定としています。

・ストレスチェックの結果は実施者から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

##### 面接指導の実施

・ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。

・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

・ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。

・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

当面の間、「50人以上の事業場」がストレスチェック実施義務の対象です。50人の数え方ですが、法人単位ではなく、支社や支店ごとの人数によります。

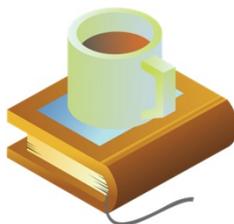
また、50人にはアルバイトやパートタイマーも含まれますが、ストレスチェックの実施義務の対象となるのは、正社員の4分の3以上勤務している人(健康保険適用の人)です。

#### ～編集後記～

このところ、社労士事務所としては、マイナンバーやらストレスチェックやらと、新しい事柄の対応に追われる日々です。そんな中、やっぱり毎年恒例の年末調整の季節がやってきてしまいました。

フツフツと沸かすのですが、忙しい時こそ体調管理と身の回りの整理整頓には気を付けています。

みなさまもこれから寒くなる時期、風邪などにはお気をつけください。(スタッフ: 菊地)



### 年末調整Q&A

Q1. そもそもなぜ年末調整をしなくてはならないのでしょうか。

A1. 所得税は1月から12月の1年間の所得を基準として課せられるので、12月の給与(または賞与)が支払われないと確定しません。月々の所得税は見込みにより計算されていて、それを精算するというイメージです。

更に扶養親族の数が年の途中で変わっていたり、生命保険料控除・住宅ローン控除があったりで毎月考慮されないものを調整する必要があります。

Q2. 2か所で働いている従業員はどうしたらいいのでしょうか？

A2. 2か所以上で働いている方の場合、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している会社で年末調整を行います。

この書類は、1か所にしか提出できないことになっていて、提出していない会社では年末調整の対象外です。

Q3. 今年、マイホームを建て住宅借入金等特別控除を受けたい場合はどうすればいいか。

A3. 住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分については、年末調整ではなく必ず確定申告により控除を受けてもらう必要があります。次の年から会社での年末調整で控除を行うことができます。

また、年の途中入社でH22年以前に住宅を取得した社員(前の会社で年末調整時この控除を受けていた人)からこの控除を受けたいと言われたら、本人に税務署に行って控除証明書の交付を受けてもらい、今年の「住宅借入金等特別控除申告書」・金融機関の「年末残高等証明書」に添付して提出するよう依頼してください。

#### 11月の労務スケジュール

11/1～11/30

**労務** 10月分の社会保険料の納付

11/1～11/10

**税務** 10月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

**税務** 年末調整事務  
配布書類の回収作業



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>